

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
公告	
○高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の募集 (地域福祉政策課)	1
○高知県立障害者スポーツセンターの指定管理者の募集 (スポーツ課)	1
○宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の募集 (漁港漁場課)	2

公 告

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第3号）第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

令和7年9月5日

高知県知事 濱田 省司

- 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - 施設の名称
高知県立ふくし交流プラザ（以下「プラザ」という。）
 - 施設の場所
高知市朝倉戊375番地1
 - 施設の概要
募集要項に記載のとおり
- 指定管理者が行う業務
 - プラザの許可施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
 - プラザの許可施設の利用料金の收受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
 - プラザの施設、設備等の維持管理に関する業務
 - 高齢者等の福祉に関する研修及び講座の開催並びに人材の養成に関する業務
 - 高齢者等の福祉に関する情報及び資料の収集及び提供に関する業務
 - 福祉用具の展示及び普及活動に関する業務
 - (1)から(6)までに掲げる業務のほか、プラザの設置の目的を達成するために必要な業務
- 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。

4 応募資格

高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、プラザの利用において、県民の平等利用を確保し、プラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減を図り、プラザの管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれら

のものにより構成されるグループとする。

なお、グループ構成は、次のいずれれかとする。

- 県内事業者のみによるもの
- 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）によるもの

5 指定の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするもの（(3)の公募参加表明書を提出したものに限り。）は、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。

ア 2の業務に係る事業計画書

イ 2の業務に係る収支予算書

ウ 定款、規約その他これらに類する書類

エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）

オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類

カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書

キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類

(2) 募集期間は、令和7年9月5日（金）から同年11月5日（水）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和7年11月5日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。

(3) 申請書の提出を予定しているものは、公募参加表明書を令和7年9月5日から同年10月3日（金）まで（日曜日及び

土曜日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に7の提出場所に提出すること。

(4) 現地説明会を令和7年9月19日（金）午後2時から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。

(5) (1)の申請書等の提出があつたものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(6) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。

なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060000/060101/>）からも入手することができる。

(7) (1)の申請書等に虚偽の記載があつた場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者とプラザの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等及び公募参加表明書の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県子ども・福祉政策部地域福祉政策課

電話番号088-823-9090

ファクシミリ番号088-823-9207

電子メールアドレス060101@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成8年高知県条例第2号）第12条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

令和7年9月5日

高知県知事 濱田 省司

- 指定管理者が業務を行う施設の概要
 - 施設の名称
高知県立障害者スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）
 - 施設の場所
高知市春野町内ノ谷1-1
 - 施設の概要

<p>募集要項に記載のとおり</p> <p>2 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) スポーツセンターの利用施設の利用の許可等、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) スポーツセンターの使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）</p> <p>(3) スポーツセンターの施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 障害者スポーツの指導及び普及に関する業務</p> <p>(5) 障害者に関する相談、研修及び健康増進に関する業務</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる業務のほか、スポーツセンターの設置の目的を達成するために必要な業務</p> <p>3 指定期間</p> <p>令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>4 応募資格</p> <p>高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、スポーツセンターの利用において、利用者の平等利用を確保し、スポーツセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の削減を図り、スポーツセンターの管理運営を安定して継続的に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。</p> <p>なお、グループ構成は、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 県内事業者のみによるもの</p> <p>(2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）によるもの</p> <p>5 指定の手続</p> <p>(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。</p> <p>ア 2の業務に係る事業計画書</p> <p>イ 2の業務に係る収支予算書</p> <p>ウ 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>エ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）</p> <p>オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類</p>	<p>カ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書</p> <p>キ アからカまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類</p> <p>(2) 募集期間は、令和7年9月5日（金）から同年11月4日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和7年11月4日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。</p> <p>(3) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。</p> <p>(4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。</p> <p>なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項は、高知県観光振興スポーツ部スポーツ課のホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/020000/020801/）からも入手することができる。</p> <p>(5) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。</p> <p>6 その他</p> <p>県は、指定管理者とスポーツセンターの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。</p> <p>7 申請書等の提出場所、募集要項の配布場所及び問い合わせ先</p> <p>郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県観光振興スポーツ部スポーツ課 電話番号088-821-4712 ファクシミリ番号088-821-4716 電子メールアドレス020801@ken.pref.kochi.lg.jp</p> <p>~~~~~</p> <p>高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）第20条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。</p> <p>令和7年9月5日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 指定管理者が業務を行う施設の概要</p> <p>(1) 施設の名称</p> <p>宇佐漁港プレジャーボート等保管施設（以下「漁港施設」という。）</p> <p>(2) 施設の場所</p>	<p>土佐市宇佐町宇佐字橋田浜2752番6ほか</p> <p>(3) 施設の概要</p> <p>募集要項に記載のとおり</p> <p>2 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 漁港施設の利用の許可等、利用の期間の伸長、利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務</p> <p>(2) 漁港施設の利用料金の収受、利用料金の減免、利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務</p> <p>(3) 漁港施設の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 漁港施設の運営管理（監視、安全措置対応等）に関する業務</p> <p>(5) (1)から(4)までに掲げる業務のほか、漁港施設の設置の目的を達成するために必要な業務</p> <p>3 指定期間</p> <p>令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないとき認められるときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>4 応募資格</p> <p>高知県内に主たる事業所（本社又は本店等をいう。）を有し、かつ、3の指定期間中、漁港施設の利用において、公平な利用を確保し、漁港施設の効用を最大限に発揮させ、その業務に係る経費の削減を図り、漁港施設の管理運営を安定して継続的に行うことができ、併せてプレジャーボート等が漁港施設を利用する際の現地での調整等のため土佐市宇佐町内に管理事務所を設けることができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。</p> <p>なお、グループ構成は、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 県内事業者のみによるもの</p> <p>(2) 県内事業者及び県外事業者（指定管理を開始する時点までに高知県内に事業所、事務所等を置くものに限る。）によるもの</p> <p>5 指定の手続</p> <p>(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7の提出場所に持参又は郵送により提出すること。</p> <p>ア 2の業務に係る事業計画書</p> <p>イ 2の業務に係る収支予算書</p> <p>ウ 2の業務に係る納付額提案書</p> <p>エ 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>オ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）</p>
--	---	---

<p>カ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類</p> <p>キ 募集要項に記載している応募資格の欠格事項等に該当しない旨の誓約書</p> <p>ク 設立趣旨、事業内容等を記載したパンフレット等団体の概要が分かるもの</p> <p>(2) 募集期間は、令和7年9月5日（金）から同年11月4日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和7年11月4日午後5時15分までに7の提出場所に必着すること。</p> <p>(3) 現地説明会を令和7年10月10日（金）午前9時30分から開催するので、参加を希望するものは、事前に7の参加申込先に申し込むこと。</p> <p>(4) (1)の申請書等の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。</p> <p>(5) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。</p> <p>なお、募集要項及び管理運営業務仕様書等の配布は、(2)の募集期間内に7の配布場所で行う。また、募集要項及び管理運営業務仕様書等は、高知県水産振興部漁港漁場課のホームページ（https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040000/040501/）からも入手することができる。</p> <p>(6) (1)の申請書等に虚偽の記載があった場合は、失格とする。</p> <p>6 その他</p> <p>県は、指定管理者と漁港施設の管理運営業務に関する協定を締結するものとし、指定管理者は、当該協定に基づき業務に係る納付額を県に支払うものとする。</p> <p>7 申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先、募集要項及び管理運営業務仕様書等の配布場所並びに問い合わせ先</p> <p>郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県水産振興部漁港漁場課 電話番号088-821-4836 ファクシミリ番号088-821-4529 電子メールアドレス040501@ken.pref.kochi.lg.jp</p>	
--	--